

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第34回理事会

平成10年3月

平成 10 年 3 月 23 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第 34 回理事会次第

【議 題】

第 1 号議案 平成 10 年度事業計画及び収支予算案承認の件

【報 告】

(1) 各国での事業展開について

- ① フィリピン
- ② 台湾
- ③ 韓国
- ④ オランダ

(2) その他

- ・ 第 42 回国連婦人の地位委員会報告
- ・ 日弁連との懇談
- ・ インドネシアの「慰安婦」問題を考える会との懇談

添付資料一覧

第34回理事会

平成10年3月23日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

【議題】

第1号議案 平成10年度事業計画及び収支予算案承認の件 (別紙参照)

【報告】

- (1) 各国での事業展開について … 1～14
 - ① フィリピン … 1～9
 - ② 台湾 … 10～12
 - ③ 韓国 … 13
 - ④ オランダについて … 14

- (2) その他 … 15～22
 - ・ 第42回国連婦人の地位委員会報告 … 15～18
 - ・ 日弁連との懇談 (口頭報告)
 - ・ インドネシアの「慰安婦」問題を考える会との懇談 … 20～22



平成三年（ワ）第一七四六一号、平成四年（ワ）第五八〇九号
アジア太平洋戦争韓国人性被害者補償請求事件

原告 朴 七 封外四〇名
被告 日 本 国

平成九年三月三日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 高 木 健 一

外一〇名

東京地方裁判所民事第一七部御中

求 釈 明 書

本年一月一日、「女團のためのアジア平和国民基金」による国民からの「償い金」二〇〇万円と日本政府による医療福祉支援名目の「償い事業」金三〇〇万円の目録を原告である金田君子（追加訴訟原告番号三）に対して渡した際、被告国の代表者である橋本龍太郎内閣総理大臣は、同原告に対し、いわゆる「お詫びの手紙」を伝達した。

この総理の「お詫びの手紙」には、同原告ら元従軍慰安婦に対し、「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題で」あったとして、被告国の加害行為とその違法性を前提に「私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます」と同原告に対して謝罪をなし、「わが国としては、道義的な責任を痛感し」と述べている。

このように、被告国の最高責任者であり代表者でもある橋本龍太郎氏が内閣総理大臣として、同原告に対し加害の事実を認め、違法性を前提に謝罪をなし、損害の深刻性を前提にその被害回復のための「責任」を明らかにしていることは、本裁判にとっても重大な影響を与えるものである。にもかかわらず、本訴において被告国は相変わらず同原告に対する被告国の加害と被害

の各事実について「不知」としてこれを争い、違法性についても認めようと思せず、「責任」の無いことを主張し続けている。少なくとも本年一月一日以降は、新たな事態が発生したとするべきなのである。

そこで以下、釈明を求める。

一、前記「お詫びの手紙」は橋本龍太郎個人の書信ではなく、被告国の内閣総理大臣としてなされたものと考えるがそれでよろしいか。

二、原告金田君子宛に届けられた前記「お詫びの手紙」は、同原告に対する被告国の「加害」と「被害」及び「責任」について認めたものと考えるがそれでよろしいか。

三、これまで訴状において指摘した同原告の「経歴」について、被告国が「不知」としてきたことは右「お詫びの手紙」を同原告に届けた以降は矛盾するものとして撤回すべきであると考えられるが、被告国の考え方を示されたい。

副本

平成三年(ワ)第二七四六一号、同四年(ワ)第五八〇九号
アジア太平洋戦争韓国犠牲者補償請求事件

原告 朴 七 封ほか三九名
被告 国

準備書面(七)

平成九年六月九日

被告指定代理人

今	前	川	櫻	綿	山	野	内	永	岸	石
井	澤	口	井	谷	中	崎	田	谷		井
廣		泰	良		正	昌	博	典	秀	忠

明	功	司	則	修	登	利	久	雄	光	雄
今井	功	司	則	修	登	利	久	雄	光	雄

法 律 行 業

原告らの平成九年三月三日付け求釈明書記載の求釈明に対し、被告は、次のとおり釈明する。

求釈明に係る総理の手紙は、その文面上も明らかなどおり、日本国の内閣総理大臣としてのものであり、総理が文面とおりの気持ちを伝えたものである。

総理の手紙は、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（理事長原文兵衛氏）が元慰安婦の方に対する償いの事業を行うに際し、右事業の対象者とされた方に届けられるものである。

右基金は、平成七年七月に発足し、いわゆる従軍慰安婦問題についての償いの事業を行っているほか、女性に対する暴力など今日的な女性問題にも積極的に取り組んでいる財団法人であるが、政府は、道義的な観点から同基金が所期の目的を達成できるように協力している。他方、同基金における償いの事業の対象者の選定は、当然のことながら、事業の主体である同基金が行っているも

のであり、元慰安婦であることの認定は、関係各国・地域における政府・当局及び関係団体の判断を尊重しているものと承知している。したがって、総理の手紙は、本件訴訟で問題とされているような特定の事実関係を前提とするものではないから、本件訴訟における被告の対応は、総理の手紙と矛盾するものではない。

被告は、本件訴訟において、原告らの請求がその主張自体から法律的に成立しないことを指摘し、主張自体失当として請求棄却を求めている。総理の手紙が被告の法的責任に言及するものでないことはその文面上明らかであるが、政府が右基金の活動に協力することをもって、本件原告らの請求に対し、被告が法的観点からの主張をし、これを裁判所の判断にゆだねることを制約される理由は存しない。

▼台湾における基金の第二回新聞広告について

- ・2月25日、台湾の新聞9紙（全国紙3紙、地方紙6紙）に、基金の新聞広告を掲載した。
（広告面コピーと日本語訳添付）
- ・現地窓口である萬国法律事務所によれば、これに関連して寄せられた問い合わせは10数件、すべてマスコミ関係者からで、問い合わせ内容のほとんどが「自社にも同じ広告を掲載してもらいたい」というものだった。被害当事者や近親者からの問合せ、反対派からの抗議等は一切きていない。
- ・萬国法律事務所と基金事務局の両方に、匿名の元台湾人日本兵より手紙が郵送されてきた。その内容は「元慰安婦は戦地で金もうけをしていた。台湾当局が彼女達に立替金支給を決定したことにあえて反対はせぬが、元軍人軍属に対する対応の不公平について、日本政府と台湾当局の両方に対して強く抗議する。」というもの。
- ・今のところ台湾の反対派は、基金の第二回広告について何の反応も見せていない。

以上

台湾の元「従軍慰安婦」の方々に対するアジア女性基金の事業について
1998年2月25日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)は、元「従軍慰安婦」の方々に対して、①償いの気持ち(償い金)のお届け及び、②日本政府の資金による医療福祉支援事業をお届け致します。これらの事業のお届けは、韓国、フィリピン等で既に開始されており、これまでに50名を超す元慰安婦の方々から事業を受け取られました。

日本国民からの償いの気持ち

アジア女性基金は、元「従軍慰安婦」の方々に対し、償いの気持ち(償い金)として、日本国民からの募金を原資として、お一人当たり200万円をお届けします。償い金は、日本政府の補償の肩代わりとして、受け取っていただくというものではありません。「従軍慰安婦」として心身にわたり難しがたい傷を負われた方々に対して責任を感じる日本国民が、償いの気持ちを表現するものに他なりません。

日本国の内閣総理大臣としての、真摯なお詫びと反省
償い金をお届けする際には、お一人お一人に対して、日本国政府を代表して内閣総理大臣より、真摯なお詫びと反省を表明する手紙をお届けします。

日本政府の資金による医療福祉支援事業

元「従軍慰安婦」の方々に対する医療・福祉支援事業は、日本政府が犠牲者への道義的責任を誠実に果たすために、日本政府の資金によりアジア女性基金を通じて行うものです。アジア女性基金として、元「従軍慰安婦」の方々には、直接的に医療・福祉サービスを実施するのではなく、①住宅改修、②介護サービス、③医療・医薬品の補助、その他、犠牲者の方々個人のご事情に応じて、事業開始日から5年間の間に、一人当たり総額300万円規模(初年度は最高228万円規模と、2年目からは18万円規模)で実施されます。

元「従軍慰安婦」の方々のもとに、一日も早くお届けしたい

アジア女性基金は、元「従軍慰安婦」ご本人のご意向を尊重し、アジア女性基金の事業を受け入れてもよいと判断された方に、一日も早く日本国民の償いの気持ちをお届けしたいと考えております。なお、償い金の受け取りに際し、「国家補償の訴訟を起さない」等の条件を求められることは一切ありません。

アジア女性基金事業受け取りの手続

- ▼対象者 台湾当局ないしは台湾当局が認定作業を委託する団体により元「従軍慰安婦」として認定を受けられ、アジア女性基金の事業を受け入れることを希望される方
(注)上記に該当する方で1995年7月19日(アジア女性基金設立日)時点で存命し、その後亡くなられた方は、その配偶者および子は、償い金のみを受けとることができます。
※基金事業以外のかかるお金の受けとることも、基金事業の対象者としての資格にならざるも、基金事業の対象者ではありません。
- ▼受付期間 1997年5月2日より5年間
- ▼問い合わせ先 萬国法律事務所
台北市仁愛路三段136 號芙蓉大樓15樓
☎ 02-2755-7366 内線150 (毎週月曜～金曜 9時～17時)
Fax 02-2755-6486/2707-2299

事業の対象者として該当されると思われる方は、上記の窓口にお問い合わせ下さい。詳しい資料を送付いたします。
★申請者の方の秘密(氏名、住所、その他の個人情報)は厳守いたします。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

理事長 原 文兵衛

☎107-0052 日本国東京都港区赤坂2-17-42 ☎81-3-3583-9346 FAX 81-3-3583-9347
http://www.awf.or.jp

亞洲女性基金會以自備原「從軍慰安婦」為對象所實施的專案

財團法人亞洲女性和平國民基金(亞洲女性基金會)將以原「從軍慰安婦」為對象，(1)表達補償心意(致送慰撫金)，(2)實施由日本政府撥款的醫療福利援助專案。這些專案現在已經在韓國和菲律賓等國給與實施，至今已有多位原慰安婦接受了該項專案援助。

來自日本國民的補償心意

亞洲女性基金會以日本國民的捐款為資金，對每位原「從軍慰安婦」致送200萬日圓的慰撫金，以表示補償心意。此慰撫金精神是日本國民對於身心遭受難以治療的傷害的遺「從軍慰安婦」表示日本國民的心意，並沒有用來代替日本政府賠償的意味。

日本國內閣總理大臣的誠懇歉意和反省

亞洲女性基金會在向每一位原「從軍慰安婦」致送慰撫金的同時，並交日本國內閣總理大臣代表日本政府政府表達真誠的「歉意和反省」的簡語。

由日本政府撥款的醫療福利援助專案

日本政府為真誠地承擔對受害者的道義責任，由政府撥款並透過亞洲女性基金會對原「從軍慰安婦」實施醫療福利援助專案。亞洲女性基金會希望能以直接且具體有效的方法對原「從軍慰安婦」實施該項專案。其內容有：(1)改善住居，(2)提供看護服務，(3)提供醫療及醫藥品補助，及其他依據受害者個人情況和希望的事項，在五年內向每位提供總額相當於300萬日圓的有關服務(第一年最高金額228萬日圓，第二年開始每年18萬日圓)。

願早日將慰撫金送到各位原「從軍慰安婦」的手中

亞洲女性基金會尊重原「從軍慰安婦」本人的意願，希望能早日將日本國民的補償心意傳達給決定接受亞洲女性基金會專案的各位。此外，對於各位接受慰撫金等時候，當然不會以「不情提出國家賠償的訴訟」等做為條件。

關於接受亞洲女性基金會專案的手續

▲對象
經台灣當局或原台灣省民團團員進行認定工作的團體認定為原「從軍慰安婦」並經直接受亞洲女性基金會專案者。

(附註)符合加項情形，於1995年7月19日(亞洲女性基金會成立日)時仍生存而在此後故世者，其配偶及子女僅得接受慰撫金。

※接受本基金會專案以外的任何醫療援助，完全不影響作為本基金會專案對象之資格。

▲受理時間
自1997年5月2日起至5年。

▲聯絡處
真蘭法律事務所

地址：台北市中山路三號136樓東華大樓16樓
電話：(02)2755-7386分機150(受理時間一至星期五，上午9點至下午5點)。
傳真：(02)2755-6488/2707-2289

凡認為符合本專案對象條件者，請向上述聯絡處查詢，我們將提供詳細資料。

★對於申請者的隱私(姓名、地址)及其個人資料，將由本會嚴守秘密。

財團法人亞洲女性和平國民基金(亞洲女性基金會) 理事及 原文兵衛
 總務課課長 107-0052 日本國東京都東區東區2-17-42
 電話 81-3-3583-9346 傳真 81-3-3583-9347
<http://www.awf.or.jp>

1987.5. 台灣新聞誌

【報告】 韓国

1. 実施

- ・1997年1月(7人にお届け)以来の実施態勢をとっている。
- ・98年1月韓国の新聞に広告を掲載して以降も同様。

2. 韓国情勢

- ・挺対協(挺身隊問題対策協議会)97募金、未払い
- ・新政権が「韓国政府が資金支払い、のちに日本政府に補償要求する」ことを検討する、といったので挺対協はこれに期待したい、とさらに延期。
- ・政府3100万ウォン(政府保健福祉部)+挺対協310万ウォン=300万円相当
- ・3月中に募金支払いと政府からの支給があるだろう、との表明。
- ・新政権、日本の国家補償要求へ転換?
- ・金大統領・外相会談…「過去の清算をしなければならない」

3. チーム

- ・実行しつつ、環境づくりに努力
- ・韓国で支払いが行われる場合の、「7人」差別排除について
- ・被害者を援護する基金の姿勢

4. 3/18韓国・全南日報(全羅南道・光州広域市)記者との懇談

和田代表、伊勢事務局長応対

- 一韓国は謝罪、賠償を求めている。民間基金の形式でなく政府が直接解決に乗り出すべきではないか。
- 国家がおかした過ちに対する責任は現政府と国民が分かち合って果たす、そのため基金の様式はある意味で望ましいと私は考えている。
- 日本政府が法的責任を認めないまでも道義的責任を認めたのは、ハルモニたちの努力、運動の成果だ。日本の歴史の中で政府表明、基金設立は画期的なことだ。
- 一問題をどのように解決していくかだ。合理的な解決法を考えるべきなのに、余りに感情的に扱い互いに名分を主張しすぎている。当事者たちの意見をもっと大事にしてあげるべきだ。あまりに意味を付与しすぎている。償い金を受け取ったハルモニに対する批判は挺対協など関連の運動を行っている人たちで、韓国人全体的にはそうではないと思う。話し合い、努力して解決していきたい。
- 日本に起きてきた変化を見て、激励してほしい。日本が変わっていけるように批判してほしい。

5. 「総理の手紙」に関する国の「釈明」について(3/16運営審議会)

- ・フィリピンからの「総理の手紙」の返還に関連し、法廷への法務省の準備書面「釈明」について意見が出された。法廷での国の準備書面「釈明」に関連して「不信」を呼び、批判される要因になっている、というもの
- ・「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件」(91.12提訴、追加込み原告40人、原告代理人・高木健一弁護士)の口頭弁論で原告金田君子さん(元「慰安婦」)に「総理の手紙」が渡された件
- ・「事実、責任を認めて総理からの手紙を原告・金田君子に渡したのだから、国は法廷で「不知」とする態度を改めよ」
- ・運営審議会で、国の姿勢は「アジア女性基金が勝手にやったこと」ということか、との意見
- 手紙は個人宛封緘/アジア女性基金は政府から預かり手渡した/事実を認め総理としておわびしたのか否か

オランダ報告

1998/3/23 事務局

日蘭架け橋計画〔日程：3月3日（火）～15日（日）〕にて来日中の対日道義的債務基金（JES）関係者と1月の協議の際に出された問題等についての協議を行った。

★日 時：平成10年3月 4日（水）14:00～15:35

3月13日（金）16:30～17:35

★出席者：JES側 ベーター事務局長、スフェルクロップ氏、ホスフェルト氏、
ユングスラーヘル法律顧問、コーヘン氏

基金側 山口副理事長、林委員長、伊勢事務局長、岡事務局員、間仲事務局員
ア地政 森川事務官、伊藤事務官

JES側は今回の基金との協議内容については概ね了承したが、最終的な判断はオランダに持ち帰り本件事業実施委員会の他のメンバーとも協議を行い、その上で基金に知らせることになった。基金側も協議の内容に沿ってMOU文案について調整することとなった。

外務省
総理府 御中

第42回国連女性の地位委員会における日本政府代表演説についてのお願い

日頃人権、あるいは男女共同参画社会の実現をめざしてご努力くださっていますことに対して、こころより感謝と敬意を申し上げます。

さて、3月1日よりニューヨークの国連本部で行なわれる第42回女性の地位委員会開催にあたって、いくつかお願い申し上げさせていただくことをお許しください。

私どもJFOR（日本友和会）は国連の経済社会理事会のNGOの諮問的地位を有する、国際友和会（IFOR）の日本支部で、キリスト教に基づく非戦平和団体です。平和な社会を作り出すためにさまざまな取り組みを行なっておりますが、特に「女性の会」では過去の戦争によって大きな被害を与えたアジアの人々に対する謝罪と和解のために力を注いでまいりました。95年の北京女性会議、昨年の国連女性の地位委員会にも参加いたしました。本年は特に表記の女性の人権・暴力、紛争下における女性の問題等に関心をもって3名がオブザーバー参加をする予定です。

会の初めに国別の行動計画の発表がありますが、日本の過去の戦争犯罪の一つである「孤隊慰安婦問題」について、とくにアジアの女性たちが国連をのんで注目されることと存じます。その際、日本政府として被害者への償い事業のための「女性のためのアジア平和国民基金」を良いものとして評価されたり自画自賛されることのないよう願わずにはいられません。と申しますのは、これが韓国、台湾、フィリピンなどの被害国の女性たちをさまざまなかたちで苦しめているからです。彼女たちは日本の国家としての謝罪と協的責任の表明を求めています。貧しく、高齢で脆弱な方が多く、中には苦渋の選択として「償い金」を受け取られた方もあり、一方、あくまでもそれは国としての責任逃れであるとして受け取りを拒絶している方もあり、両者の間に溝をつくっている状況があるからです。最近ではフィリピンの5人の女性が橋本首相のお詫びの手紙さえ受け取りを拒否したと報道されました。国としては努力をされているのですが、今のやり方ではかえって被害女性の尊厳を傷つけ、二重に苦しめているというのも事実です。ですから「国民基金」事業はとりあえずこの際撤回し、被害女性が真に望まれる形での謝罪と補償を実行するためにはどうすればよいのか再検討くださいますよう。私ども被害者の方々の思いを共有する者として切にお願い申し上げます。これを強行に続行して被害女性たちにこれ以上の混乱や分裂や痛みを与えないためにも、こんどの「女性の人権」がテーマの国際会議は話し合いの絶好の機会かと存じます。

過去の罪を表面的に取り繕うのではなく、真の悔い改めをもって謝罪し可能な限りの補償を努めることをしなければ、この負の遺産をいつまでも負い続けなければなりませんし、日本国の憲法前文にいう「国際社会に名誉ある地位を」得ることは不可能です。更にいうならば現代日本の社会の性的差別の現状も決してこのことと無縁ではない気がいたします。

最後に、戦争の愚かさ、むごさを充分体感した日本としては、対立する国家間あるいは民族の間で必要とされるときは和解の使者として立つ役を担い、決して武器で脅かす側にくみしないでいただきたいと切にお願いいたします。戦争や武器で景気の回復を図ろうなどという誤った論理に立っているとは思いませんが、申し上げるまでもなくそれは破滅への道です。戦争になればいつも傷つき犠牲となるのは女性、子ども、そして高齢者などの弱者たちです。

人権宣言50周年にもあたる今年の国連女性の地位委員会では、平和を愛し社会正義と人権を大切にす日本として、世界の指導的役割を果たす決意を表明して下さることを切望して止みません。

1998年2月20日

日本友和会 女性の会

ハリマ・E・ワルザジさん

講演会

人権と女性

ワルザジさんは、国連総会第三委員会議長、国連人権小委員会議長、世界人権会議準備会議長などの要職を歴任された人権の専門家です。また、女性の割礼などに関する特別報告者にもなられました。現在、人権小委・現代奴隷制作業部会の委員長。彼女の来日を機に、講演会を開催します。お仲間をお誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。

1998年4月6日 16時～18時
東京全日空ホテル「凌雲の間」

港区赤坂1-12-33 電話：03-3505-1111
最寄り駅：地下鉄「溜池山王」出口13

英語・通訳つき

参加無料（申し込み先着50人）

申し込み：tel.03-3583-9322 fax.03-3583-9321

主催

国際女性の地位協会

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

日本BPW連合会

財団法人波多野ファミリスクール

ワルザジさん「講演会」事務局 行

(ファクス 03-3583-9321)

月 日 1998

参加を申し込みます

計 名

氏名

団体

インドネシアの「慰安婦」
問題を考える会面談報告(其)

1998年3月

▼日時・場所・出席者

日 時：平成10年2月24日18:00～

場 所：アジア女性基金会議室

出席者：

考える会：大村哲夫、川田文子、内海愛子、他4名

基金側：山口副理事長、多賀、間仲

▼内容

1997年12月5日付け基金宛て質問書に対し、基金が書面による返答を行った。

山口副理事長が返答の文章を読み上げると考える会側より意見、質問、要望等が出された。主なものについては以下のとおり。（→以下は基金の返答）

- ・インドネシアにおいても、他の国々と同様に、犠牲者本人について直接調査を行っている NGO との接触を試みるべき。
→インドネシア政府の意向もあり、現段階では行っていない。
- ・基金は韓国等に於いては、被害者ご本人のお気持ちを尊重するということから、当該国政府・当局及び支援団体の反対にもかかわらず「償い金」を支給しているのに対し、インドネシアに於いてはインドネシア政府の意向を受け入れ、被害者本人の希望について何も調査がされていないというダブルスタンダードな状態がおきている。被害者は何を要求しているのか慎重に検討すべきである。
→（回答書（添付）に沿って）インドネシアにおいては個々の慰安婦の「認定」が行われていないため、「償い金」のお届けはできない。
- ・本事業をインドネシアにおけるアジア女性基金の事業の最後であると思わないでほしい。また、それを被害者本人に伝えてほしい。
→将来のことについては何も申し上げられないが、回答書には「現状では」償い金事業は行えないと表記している。
- ・MOU 全文公開を理事会等で決定してほしい。
→インドネシア政府の意見も聞く必要があるので、要望として検討させてほしい。
- ・被害者からスハルト大統領宛て書簡があるので基金の方にも読んでいただきたい。

*最後に今後もインドネシアにおける事業について対話を行っていく方向で合意した。

以下はインドネシア人元「慰安婦」のマルディエムMardiyemさん、
さんの2人による、1998年2月17日付けスハルト大統領宛書簡の要旨（ほぼ逐語訳）で
ある。〔 〕内は状語の補足部分。 訳文に対する文責：大村哲夫

件名：面会の請願

スハルト・インドネシア共和国大統領閣下

拝啓

私たちは元「従軍慰安婦 Jugun Ianfu」で名前を、

1、マルディエム（68歳） 住所（以下略）

2、 住所（以下略）

と申します。

（断食明け）
〔断食明けに関する挨拶文を省略〕私たちは、インドネシアの元「従軍慰安婦」、とり
わけ中部ジャワのジョグジャカルタ特別州とその周辺に住む元「従軍慰安婦」を代表して、
この書簡をもって大統領に次のことをお願いするものです。

- 1、私たちが強制され他に選択の余地のない状態で「従軍慰安婦」となったとき、連日、10
人から20人もの野獣のような欲望をもった日本兵に奉仕しなければならなかったのは、
どんなに苦痛だったことでしょうか。私たちは1942～1945年の間に性的奴隷にさせら
れたのです。
- 2、私たちは知識階層には属しませんが、そんな私たちでも、日本軍が国策として生み出
した「従軍慰安婦」制度が存在したことを知っています。
- 3、私たちは東京に行って、台湾、中国、フィリピン、韓国の元「従軍慰安婦」とともに
AWFすなわち国民基金 Kokumin Kikin——それは、日本政府が第二次世界大戦中の
戦争犯罪に対する責任を回避するために意図的につくった機関です——に抗議したこ
とがあります。
- 4、私たち元「従軍慰安婦」は現在、非常に心休まらぬ状態で暮らしていますが、インド
ネシア社会大臣の施策——犠牲者すなわち元「従軍慰安婦」のために使われるべき金
銭であるにもかかわらず、老人ホーム（の建設）のためにAWFの基金を受け取る
という施策——にはそれ以上に心を痛めています。
- 5、私たちはどんなに心休まらぬ状態で暮らしているとはいえ、AWFから金銭を受け取
ることだけを追い求めることによって再び自らの尊厳を犠牲することを望みません。
なぜなら、私たちが第二次世界大戦の時代に日本の性的奴隷とされることによって被
った苦痛や傷は、日本政府がまず私たち個人個人に対して公式に謝罪し、しかる後に
補償について語る以外では癒されないからです。
- 6、日本政府が公式かつ〔被害者〕個人個人に謝罪しない限り、「従軍慰安婦」問題は解決
しません。したがって、インドネシア国会第6委員会において社会大臣が述べた、A
WFの存在によって「従軍慰安婦」問題は解決したとの見解は、私たちの考えを代弁
しておりません。それは、社会大臣が当時の私たちの苦しみがいかにどのものであ
ったかに目を向けず、いまや（インドネシアが）独立した状態で「Klasa Gumelar」（ジ
ャワ語か？意味不明）を受け入れてしまったことによるものです。

- 7. 1998年に社会大臣はインドネシアにおいて〔元〕慰安婦を捜し出すべきだと述べたことがあります。現実には私たちは一度も捜されたことはなく、ましてや具体的な調査をされたことなどありません。私たちは台湾、中国、フィリピンなどの国々〔の人々〕に助けられながら民間の助力を求め、その成果として「従軍慰安婦」の存在が認知されることになったのです。
- 8. AWFからの金を老人ホームに使うという社会大臣の施策は、東洋的文化を反映したものでなく、私たちは利益第一の事業である老人ホームに入りたいとは思いません。国の予算が老人ホームに支出されていることも知っていますが、その一方で私たちはスハルト大統領が「老人ホームは最後の選択肢だ」とおっしゃった、その言葉も思い出すのです。

尊敬する大統領、私たちの思いは以上のようなものです。そして、お許しくださいば何時なりとも、私たちの問題をもっと詳しく説明するために、お日にかかりたいと思います。

以上のことのために、私たちは以下のことをスハルト大統領閣下をお願いいたします。

- 1. 私たち全ての〔元〕「従軍慰安婦」は、「従軍慰安婦」問題が未解決であることをここに表明するとともに、日本政府が私たち個人個人に公式に謝罪したときが解決のときであると見なすものです。
- 2. 踏みにじられた私たちの尊厳を犠牲にし、「従軍慰安婦」問題が解決済みであると述べているインドネシア共和国社会大臣の見解は、正しくありません。
- 3. 日本政府が公式に個人宛の謝罪状をまず出し、その後に補償問題の交渉が行われるように、スハルト大統領閣下が取り計らってくださることをお願い申し上げます。
- 4. 老人ホームのためにAWFの資金を使うというインドネシア共和国社会大臣の施策が再検討されることを、望みます。

(秋原氏)原文とありの文章が、上の項目と以下十項目のかわりです。とうとうは、まじりとまじり。

最後に、日本軍の暴行によって心身ともに苦しめられたインドネシア国民である私たちへのスハルト大統領閣下のご配慮に対し、インドネシアの〔元〕「従軍慰安婦」を代表して感謝いたします。

私たち申し上げることは以上です。もしお気に召さない点があれば、どうかお許しください。 (お)

1998年2月17日、ジョグジャカルタにて
敬具

マルディエム

戦後補償実現！FAX速報 No.207. 98. 2. 21.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 ■FAX：03(3237)0287 ■☎：03(3237)0217
 ■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945 〒 *E-mail: cfrtyo@aol.com

◆2月18日ソウルの「水曜デモ」、300回に。マニラでも同時デモ、秋篠宮夫妻に公開状

92年1月8日宮沢首相訪韓を機に始まった韓国挺身隊問題対策協議会呼びかけの「水曜デモ」が2月18日で300回に達した。この日も正午から日本大使館前に約200人が参加して、日本政府に公式謝罪と国家補償を求め、25日の金大中新大統領就任式に出席する中曽根元首相の訪韓を非難する声明などを発表した後、市内をデモした。リドレス国際キャンペーン'98(ICR'98、代表世話人=大島孝一・川田文子)は、同日午前、在ソウル大使館の小倉和夫大使に状を送り、「大使館の外に出て、謝罪する」よう申し入れた。

マニラではフィリピン訪問中の秋篠宮夫妻にリラ・ピリピーナが面会を申し入れて、抗議行動。リサール公園で集会を開いた後、昼食会の開かれるマニラ・ホテル前で約40人が元「慰安婦」の体験を聞くよう要求した。警官隊に阻止され、ホテル内には入れず、被害者を代表してプリシラ・パルトニコさんが公開状を読み上げた。公開状は日本大使館員が「天皇家は説明する立場になく、政府が対応する」と説明して受け取った。

また、東京でも昼に参院議員会館前で、「強制従軍慰安婦にさせられた女性たちへ日本政府は謝罪と個人補償をせよ！」第13回サイレント・デモが行われ、ソウル・マニラ・東京の同時デモとなった。(2/19編、ICR'98)

◆フィリピンの被害者から返送された「首相の手紙」に官房長官が記者会見でコメント

リドレス国際キャンペーン'98(ICR'98)は、16日記者会見して10月から12月にかけてフィリピンで「国民基金」の一時金200万円は受け取ったものの、橋本首相の「お詫びの手紙」と医療福祉支援金(1人120万円)は国家補償ではないという理由で拒否した5人の被害者(2003号)から届いた首相の手紙(日本語)を公開し、被害者らの真意を明らかにするとともに、「国民基金」方式でなく、国家補償の早期実現を求める同キャンペーンからの橋本首相あて要請書を発表した。この後、大島・川田代表世話人が要請書を外務省に提出。首相の手紙は外務省が受取を拒否したので、官邸あて郵送した。(英文の手紙は1月にフィリピン外務省をとおして返却済み。)

19日村岡官房長官は記者会見で、首相の手紙が返却されたことを確認。「何らかの誤解があるのではないかと考えられる。基金が理解を得るよう努めると承知している」と述べた。(1/17編、1/19編、ICR'98)

◆英元捕虜も「国家補償なき首相の言葉を拒否」と東京地裁で証言

19日東京地裁で連合国元捕虜・民間抑留者補償請求裁判の原告本人尋問が行われ英、米、ニュージーランドの原告3人が証言した。1942年にシンガポールで捕虜になり、3年半収容され、台湾の鉱山などで強制労働させられた英国人元捕虜のアーサー・ティサリントンさん(76)は、日本軍警備兵によって竹の杖や銃、日本刀で打たれ、殺されそうになった体

験を語り、「恐怖と飢餓と病気の中で生きてきた人間の心理状態は、法廷にいる他の人にはとうてい理解できないと思う」と述べた。また1月14日付英大衆紙「ザ・サン」に橋本首相が寄稿した文章についても、「橋本氏の言葉を完全に拒否する。補償について一切述べられていない事実を拒絶する。お金そのものは重要ではないが、しかし、補償は謝罪の一部であり、一体化したものである」と明言した。生後9ヵ月でフィリピンで収容された米国人ギルバート・ヘアーさん(56)は、幼児期の栄養失調のため9回も手術を受けたと語り、東ジャワで収容されたニュージーランド人ヘンドリック・ズィーマンさん(69)も病気にかかって腕が自由に動かなくなっていることなどを訴えた。1907年ハーグ条約違反を根拠に、1人220万円を請求している裁判は次回3月26日結審予定。(2/20 Japan Times)

◆インドネシア元「慰安婦」、スハルト大統領に「国民基金」拒否と個人補償支援を要請

インドネシアでは2月10日国会の第6委員会では社会大臣が「慰安婦問題はすでに解決済み」と述べたことに対し、LBHジョクジャカルタ支部は12日インドネシア国会議長に対し、「社会大臣の見解は正しくなく、慰安婦問題は解決していない。大臣の発言は被害者の名誉を傷つける。慰安婦のためでない老人ホーム建設は法に反する。公式謝罪と国家補償を要求すべき」という内容の書簡を送った。17日には元「慰安婦」のマルディエムさん(68)とミスリファさん(70)が、スハルト大統領あての要請書を大統領府に届けたと記者会見で発表した。内容は「毎晩10~20人の日本兵の相手をさせられ、言いようのない苦い体験をした。日本軍による犯罪は明らかで、日本政府によってしか補償はできない。「国民基金」から資金を受取り老人ホームを建てるという政府決定は、被害者の意思を代表するものではない。93年に社会大臣は「イアンフ」を捜すと言明したが、担当官が来たことも、調査が作成されたこともない。「国民基金」からの資金受取りを拒否し、日本政府に公式謝罪と補償を求めてほしい。「イアンフ」問題は終わっていない」というもの。(ICR'98)

◆外務省、韓国政府に請求権問題「最終的に決着済み」との日本の立場を伝達

1月26日に韓国外相が国会で「日本が慰安婦問題で賠償責任がないという主張は不当」との見解を示した問題(樺204号)で、外務省は20日在韓日本大使館をとおして韓国政府に「賠償責任を含む国家間の請求権問題は、65年日韓条約で完全かつ最終的に解決されている」との日本の立場を口頭で伝え、韓国側も従来の立場を確認した。(2/21朝)

◆<計報>長崎三菱裁判原告の金順吉(キム・スンギ)さん逝去

元三菱重工長崎造船所徴用工で、強制連行、被爆被害者の金順吉さんが20日肺ガンのため韓国釜山市の病院で逝去された。75歳。補償請求裁判は昨年12月に長崎地裁で棄却され、現在福岡地裁に控訴(樺198号)。裁判は2人の子供が継承する予定。戦後補償裁判原告のあいつぐ死去に、事態が切迫していることが痛感される。心よりお悔み申し上げます。

◆<計報>空襲被災者補償要求の小幡誠武さん逝去

1945年3月10日の東京大空襲で妻子5人を失って大やけどを食い、空襲被災者に対する国の補償を求め続けてきた「東京都戦災被害者の会」会長の小幡誠武さんが16日茨城県の病院で逝去された。85歳。「国が起こした戦争の被害者に国が補償しないのはおかしい」と国会や自治体に交渉を重ねてきた。(2/20朝)

■<案内>ドキュメンタリー・ビデオ「天皇の名のもとに—南京大虐殺の真実」上映会

2月28日(土) 18:30-下北沢/女性センターらぶらす、資料代=300円、☎03-3413-6854。ビデオ販売=6,000円。申し込み先=日本語版制作委員会☎03-3530-8588、FAX03-3530-8578。

戦後補償実現！ F A X速報 No.208. 98. 3. 1.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 ■FAX：03（3237）0287 ■☎：03（3237）0217
 ■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 *E-mail cfrtyo@aol.com

◆米国、外国籍の日系人強制連行・抑留被害者にも謝罪と補償へ

第2次大戦中に中南米から米国内の収容所に強制連行された日系人に対する補償問題で、米政府当局者は、重大な人権侵害と人種差別があったとして、全面謝罪と補償実施の方針を2月28日までに決定した。読売新聞(3/1)の取材に対して明らかにしたもので、関係者の国籍を問わず、過去の清算にあたる意向という。1988年の市民自由法では、米市民権がないため適用外とされた中南米からの日系人収容者問題については、今年8月に市民自由法の期限が切れるので、トム・キャンベル下院議員らが修正案を作成中で、この修正案が可決され、大統領が署名、発効した時点で謝罪と補償(1人2万円)を行う予定。日本在住者250人を含む約600人が司法省に名乗りをあげている。96年8月米政府に謝罪と補償を求めてロサンゼルス地裁にカルメン・モチズキさんが提訴し、現在ワシントン連邦請求裁判所で行われている集団訴訟の公判が2月13日に予定されていたが、政府側の申入れで延期され、集団訴訟を避ける方向での政府側の方針転換が注目されていた。戦時中に捕虜交換要員として日本へ送還された人を対象から外すという案もあり、折衝が続いている。(3/1説)

◆米政府、日系の民間企業解雇被害者にも新たに謝罪と補償実施

2月27日米司法省のビル・ラン・リー公民権担当次官補はロサンゼルスで記者会見し、第2次大戦中に米国の鉄道・鉱山会社から突然解雇された日系米国人への補償問題で、米司法省はこれまでの方針を転換し、在命中の15人と遺族 155家族に大統領の謝罪の手紙と1人当たり2万ドルを支払うと発表した。リー次官補は「市民団体や遺族らの協力で歴史的事実を示す文書や証言が戦時補償事務局に寄せられた。これらは小さな町で何が起こったかを如実に示すもので、日系人従業員らの解雇に果たした米政府の役割は明白になった」と説明。同席した遺族のフミコ・シマダさん(58)も「生活は大変だった。長い間の主張が認められ、うれしい」と語った。補償請求裁判では、「解雇したのは民間会社」との理由で控訴審で敗訴したケースもあるが、FBI長官が会社社長と交わした日系人一斉解雇の密約電報文が最近発見されるなど、政府の関与が明確になり、謝罪と補償に踏み切ることになった。外国籍の被害者への補償を拒否し続ける日本の政策にも影響は必至。(2/28説)

一方、56年前に強制収容令が発せられた2月19日を「強制収容記念日」にしようとする米日系人団体などが運動を始めた。19日カリフォルニア州選出のマツイ下院議員らが記者会見して発表、ゴア副大統領も賛同のメッセージを寄せた。呼びかけ団体の「市民の自由法公共教育基金」はワシントンのスミソニアン博物館で「否定された正義-全米人にとっての問題」と題した強制収容の記録展を開始。米政府はこの日に合わせて、強制収容されたハワイ在住の日系米国人49人に1人2万ドルの補償金を支払った。市民自由法に基づきすでに約81,000人に支払われているが、ハワイからの連行・収容者は約3000人。(2/19説)

◆金大中韓国新大統領「慰安婦」問題は日韓の精神的なトゲ」と指摘

2月25日ソウルで行われた金大中新大統領の就任式には、日本からも中曽根、竹下元首相、土井社民党首、菅民主党代表、河野自民前総裁、山花、仙谷衆院議員、田、清水参院議員ら20数人の政治家が出席。有力議員とは就任式後、個別に会談が行われた。一連の会談で金大統領は、過去の植民地支配にかかわる「慰安婦」問題はなおざりにしないとの姿勢を伝え、山花貞夫議員ら日韓議連所属議員らには「私の拉致事件が両国ののどに刺さったトゲなら、『慰安婦』問題は精神的なトゲ」と指摘した。また天皇の訪韓実現に積極的な姿勢を示した。(2/25-28報)

◆韓国政府、元「慰安婦」への500万円立替え払いによる被害者支援に前向き

2月24日付韓国のハンギョレ新聞、文化日報、Korea Herald紙などによると、韓国政府外務部の当局者が、まず韓国政府が「慰安婦」被害者に「国民基金」が支給しようとしている金額とほぼ同額(500万円程度)の一時金を今年度予備費から支給し、その後に日本政府による個人賠償を追求し、実現すれば還収することを検討中であると述べた。台湾政府が昨年12月実施した立替え払い方式で、「被害者たちが『国民基金』の誘惑に負けないよう」韓国政府として積極的に支援するというもの。「具体的な方式を検討中で、新大統領就任後に協議をへてその可否を確定」する方針という。この当局者はまた、「65年韓日協定では、『慰安婦』被害者たちに対する日本政府の賠償責任は扱われなかったというのが政府の判断」と付け加えた。(ICR'98)

◆朝鮮人強制連行の資料、外交史料館や埼玉県で発見。外交史料館は出版不許可

埼玉県朝鮮人強制連行真相調査団の調べで、深谷市の陸軍造兵廠に強制連行された朝鮮人が日本人教官によって数ヶ月皇民教育を受けてから作業場に配置されていた実態が明らかになった。埼玉師範学校から学徒動員され、「教育隊」の庶務を担当した宮田正治さん(74)が詳細な記録を残していたもので、1944年当時の実態が判明。一方、外務省外交史料館で、旧内務省囑託職員が朝鮮半島内の食料や労務の供出状況について調査した内務省管理局長あて報告(復命書)を水野直樹京大助教授が発見した。文書は、動員された朝鮮人の家庭について「実に惨憺目に余るものがある」と述べ、「夜襲、誘出、拉致その他各種の方策を講じて人質的略奪拉致の例が多くなる」と分析、朝鮮人の民情に悪影響を及ぼし、留守家族は「言う言葉を知らないほど気の毒な状態」と記している。旧内務省史料の大半は自治省倉庫にあるとされるが、公開されていない。この史料の出版計画に対しても外交史料館は「外務省に著作権がある」として、不許可を通告している。これらの詳細は2月28日・3月1日千葉市で開かれている「朝鮮人強制連行真相調査第6回全国交流集会」で報告される。(2/27報、2/28報)

■<裁判情報>

3月4日(水)13:30~731・南京虐殺等裁判口頭弁論、王亦兵さん本人訊問、東京地裁103号
16:00~報告集会、弁護士会館1006号室

■<案内>731部隊の証言を聴く会「大連黒石礮事件~被害者と加害者の戦後」

3月7日(土)18:30~文京シビックホール、講演=近藤昭二さん(映像ジャーナリスト)
証言=王亦兵さん(犠牲者遺族)、陰地茂さん(元憲兵分隊)ほか。会場費=千円(中高生=500円)、連絡先=731部隊の証言を聴く会☎03-3942-8591/0422-36-4357 FAX03-3942-8593

戦後補償実現！ F A X速報 No.209. 98. 3. 7.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 ■FAX：03 (3237) 0287 ■☎：03 (3237) 0217
 ■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 *E-mail cfrtyo@aol.com

◆日弁連、「慰安婦」問題の立法解決を橋本首相に勧告

日本弁護士連合会は3月6日、元「従軍慰安婦」に関する調査報告を發表するとともに、「政府の法的責任を明確にして被害者に謝罪し、立法による補償措置を含む解決を早急に検討すべきだ」とする鬼追明夫会長名の勧告書を橋本首相あてに提出した。昨年7月に同趣旨の勧告を、台湾の元「慰安婦」への人権救済申し立てに対する回答として行っており、それに続く勧告となる。(3/7編) なお、日弁連は2月20日には、朝鮮学校など在外外国人学校の卒業生が国立大学を受験できないことや公的助成が日本の教育機関に比べて著しく低いことは「人権侵害」であり、子どもの権利条約に違反するとして、首相と文相あてに是正を求める勧告を行っている。(2/21編)

◆市民グループ、金大統領にメッセージ。「慰安婦」問題の早期解決への積極対応を要請

リドレス国際キャンペーン'98(=ICR'98、韓語=大韓-國女子)は、2月25日韓国の金大中新大統領に就任を祝うメッセージを送り、日韓条約交渉時に協議の対象になっていなかった「慰安婦」問題などの被害者のため、早期解決に向けての積極的な対応を希望すると表明した。メッセージは政権委譲委員会をとおして大統領に伝達され、26日付Korea Herald紙は、1面でメッセージを紹介した。(ICR'98) なお、韓国の朴定洙外交通商相は3月4日韓国記者らに韓日関係は「『慰安婦』問題などでの民族的な感情だけで対応することはできず、問題を友好的に解決していく努力が重要だ」と述べた。(3/4編・州)

◆<裁判報告> 731部隊細菌戦被害者訴訟始まる。「日本は事実認め謝罪を」と訴え

731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が2月16日東京地裁大法廷で行われ、原告3人が意見陳述した。浙江省崇山村で家族4人がベストにかかり2人を亡くした王麗君さん(65)は、村の人口の1/3に当たる400人が死亡した残酷な事実を生々しく証言した。同省寧波市の胡賢忠さん(66)も40年10月日本軍の飛行機が低空でベストに感染したノミを麦などの穀物と一緒に空中散布するのを目撃。直後に両親、姉弟の4人を亡くし、孤児になって隔離病院に収容されて助かったが、地区全体で110人が死亡、家屋は全部焼かれたと証言した。原告団長で叔父を亡くした王選さん(45)も「半世紀たってもベスト菌の活動が予防調査で証明された。細菌戦被害は歴史でなく、私たちにとっては現実」と訴えた。国側は事実については認否せず、条約で国は被害者個人に直接損害賠償責任を負うと認めていない、不法行為に対する損害賠償を請求できる20年を過ぎているなどと主張し、訴えの棄却を求めた。中国人留学生らも傍聴に詰めかけ、大法廷に入れない人も出た。なお、原告および弁護団と支援団体は、裁判に先立ち16日付で橋本首相に要請書を送り、「司法における審理に委ねるだけでなく、行政府として自発的に、細菌戦被害者の心裡に思いを馳せ、誠意ある謝罪とすみやかな国家賠償の実現」を求めた。次回は5月25日15:00、

原告意見陳述が続く予定。(2/17張 詳細・転り)

◆<裁判報告>韓国・朝鮮人元BC級戦犯補償請求裁判控訴審結審。判決は5月27日

96年9月から東京高裁で5回にわたって口頭弁論が行われてきた韓国・朝鮮人元BC級戦犯補償請求裁判の控訴審が2月25日結審した。原告の李鶴来、金完根、文済行さんも出廷し、傍聴席は満員。2月2日に亡くなった原告団長文泰福さんの息子さんも参加し、原告承継の手続きもとられた。この日の公判では、大本営命令の人権侵害について事実関係から補足し、法律関係では「謝罪の証として補償(象徴的補償)して欲しい」と2月11日に提出した準備書面の補足説明を原告側が行った。参院議員会館で行われた報告集会には約50人が参加。判決公判は5月27日に行われる。(BC級戦犯・転り)

◆立法化を求める市民グループの動き

戦争被害調査会法を実現する市民会議(共同代表=西川重則・西野瑠美子)は、調査会法設置を求めて国会議員署名運動や地方議会における請願採択運動を実施中。1~2月には市民案をまとめるためのアンケート調査も行った(約150回)。九州では2月20・21・22日に佐賀、八代、福岡で同会議共同代表の西野瑠美子さんの講演集会を開催(計160人強)。福岡では県と97市町村に調査会設置を求める意見書の請願・陳情を近く出す予定で、県内目標5万人の賛同署名運動を実施中。市民会議・連絡先=☎03-3226-5556。

「慰安婦」問題の立法解決を求める会などでつくる「戦時性的強制被害者調査会法」の早期制定を求める連絡会(代表世話人=土屋公献)は、「戦時性的強制被害者調査会法」の参院再提出めざして、署名運動とロビーを重ねている。3月18日(水)に集中行動を予定、参加を呼びかけている。11:30-12:30 参院議員会館前サイレント・デモ(毎月第3水曜日恒例)、13:00-15:00 懇談会(参院議員会館第2会議室)、15:00- 議員への要請。連絡会・連絡先=☎03-3234-4070、03-3237-0287

■<裁判情報>

3月12日(木)10:00- 中国人強制連行事件訴訟(劉連仁)第8回口頭弁論、東京地裁626号

13:10- 香港軍票補償請求裁判第21回口頭弁論、証人=和仁康夫、東京地裁626号

14:00- 東史郎さんの南京・戦争裁判第10回口頭弁論、本人尋問、東京高裁810号、18:00-報告集会、全水道会館大会議室(会場費=500円)

16日(月)16:00- 毒ガス事件訴訟第4回口頭弁論、東京地裁703号

■<案内>中国人「慰安婦」裁判を支援する会1周年記念集会

3月16日(月)18:00-東京ウイメンズプラザ視聴覚室、講演「中国人元「慰安婦」の心の傷~その記憶と感受はどのように彼女たちを苦しめているか~」桑山紀彦さん(精神科医)、報告=西野瑠美子さん、参加費=800円(録音機下400円)、連絡先=☎045-503-3499。

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会公開報告会

3月20日(金)19:00-シニア・ワーク東京(飯田橋、☎5211-2307)、報告①クマラスワミ最終報告書・ILO専門家委員会勧告について(控)/前田朗さん(東京造形大学助教授)②ニューヨーク国連女性の地位委員会報告/NY会議参加者、会場費=500円、主催=日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会☎03-3237-0217、03-3237-0287。なお、同連絡会は17日(火)18:00-東京ボランティア・センター(学習室A・飯田橋セントラルプラザ10F)で。

戦後補償実現！FAX速報 No.210. 98. 3. 15.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 ■FAX：03(3237)0287 ■☎：03(3237)0217
 ■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945 日 *E-mail cfrtyc@aol.com

◆「チェコ・ドイツ未来基金」が始動。「国民基金」と異なる政府主導の被害者支援事業

1996年にドイツとチェコ政府が合意した「チェコ・ドイツ未来基金」が今月始動した。両国政府直接の出資金(ドイツ負担分が多い)で実施されるものだが、昨年理事会の構成をめぐる対立があり、ようやく理事会が成立し、動き出したもの。両国の共通の未来を目標に、青年交流、調査事業などにも資金助成するものだが、当面の最重要事業はチェコ側のナチス被害者への個人給付。被害者のニーズに応じたケアや保健サービスが中心で、個人補償ではないが、96年に相互に罪を認めた両国による宣言が出されている点と政府直轄である点が日本の「国民基金」とは大きく異なり、反対運動も起きていない。政治的意図さえあれば、戦争犯罪被害者に遡って今でもなすうることがあり、できるのだという事例を示したという点に関係者は意義を認めている。また従来相当な緊張と反感(とくにチェコ側に)をとまっていた両国の関係改善に確実に貢献しており、その点でも「国民基金」との違いを指摘する向きが多い。(3/11朝日新聞朝刊)

◆「国民基金」台湾でも2月末に新聞広告掲載。国内でも資料集をPR

「女性のためのアジア平和国民基金」(中国語=「亞洲女性基金會」と表記)が2月25日台湾の中国時報、聯合報、自由時報などに広告を掲載したことがこのほど判明。200万円の「慰撫金」、橋本首相の手紙、300万円の医療福祉援助金(冊数228冊、24冊18冊5冊)をセットで渡すことを強調し、受付・申請のPRをした。昨年5月に最初の広告を抜き打ち的に出して官民両方からの反発を呼んだが、それに続く2回目。今年1月に韓国紙に掲載したものとほぼ同趣旨で「国民的補償」「総理大臣的真誠」「日本國政府懇款的」をうたい、全体に短め。この間の被害者関係団体や被害国政府からの批判にも一向耳を貸さず、予算消化を急いでいる様子。なお同基金は、この間各国別の受取者の数字の公表も拒んでいる。(ICR'98/誌)一方、国内でも同基金は「図書新聞」3月14日号に最近刊行した「政府調査・『従軍慰安婦』関係資料集成」(後藤乾一・高崎宗司・和田春樹編集代表、龍溪書舎刊、25巻、10冊・分冊)の全頁広告を掲載。記事か広告か分からない体裁で倉沢愛子、水野広裕、永井浩、加納実紀代氏の賛辞を紹介。問い合わせに対し同紙編集部は「記事はタイアップ」と説明。内容的にも政府がこれまで発表した資料を再録しただけで、特に新しいものはなく、今後膨大な史料が出てくるのが予想されるのに「全5巻・集成」と銘打った点に、「これでもって資料調査を終わりにするつもりでは」と危惧する声も。4氏のほか五十嵐広三、鶴見俊輔氏らも同書の推薦人。

◆4月にソウルで第5回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議開催へ

4月15～17日韓国挺身隊問題対策協議会の主催でソウルで第5回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議が開かれる。96年4月にマニラで開かれて以来、2年ぶり。今回のテーマ

は、「今こそ日本政府の賠償で解決を！」。台湾、フィリピン、インドネシア、中国、北朝鮮、日本などの関係者に参加を呼びかけている。準備期間が短いので問合せ・申込は直接 03-2-365-4017 挺対協へ（なるべく韓国語か英語で）。また日本以外の海外からの同会議の参加者のための旅費のカンパをリドレス国際キャンペーン'98(ICR'98)などが呼びかけている。☞郵便振替：00100-7-722239戦後補償実現市民基金(「補償」の会)と控)

◆<裁判報告>香港軍票裁判、軍票強制の事実示す新資料提出

12日東京地裁で行われた香港軍票訴訟第21回公判で、和仁廉夫氏（香港史研究者）が証言。磯谷廉介香港総督の遺品から最近見つかった1942年4月2日付「状況報告」（ガリ版刷、「軍事極秘」の記載あり）を証拠提出し、争点の軍票の強制性については明らかと述べた。同報告には「押収香貨の一部を広東に送付し、同地軍票工作・側面工作に使用せり。なお現存ニッケル貨を収集し、航空本廠・造兵廠ならびに総動員班に等分委譲す」との記載があり、香港ドル略奪の意図は明白。また、1948年10月に大阪市天王寺で香港ドルなど占領地硬貨約20トンが発見されたことを報じた当時の新聞記事も証拠提出し、戦争中に実際に硬貨をつぶして軍事転用しようとしていた事実を示した。なお、去年の香港返還時に中国中央電子台が放送した植民地香港の歴史特撮番組では、軍票問題を「金融略奪」という名称で表現、報道したという。次回公判は、3月26日（木）13:10-東京地裁626 法廷で、小林英夫早大教授の証言。（翻譯稿を付めぬ）

◆関釜裁判4月27日判決に向け、裁判所に「人間の尊厳を回復する判決」要請署名提出

一連の「慰安婦」裁判では最初の判決となる山口地裁下関支部で係争中の関釜裁判の判決（4月27日予定）に向け、「戦後責任を問う『関釜裁判』を支援する会」（松岡澄子さんら代表）は12日、近下秀明裁判長に対し、「原告の心をいやし、歴史の審判に耐えうる判決」を求める署名を提出した。団体署名 150団体と個人 742人分で、個人署名は韓国挺身隊問題対策協議会がソウルや釜山で被害者や支援者から集めたもの。同会の花房俊雄事務局長ら会員3人が山口地裁下関支部に届けた。判決は4月27日午後1時半から。（3/13日財対給）また昨年12月に結審し、今年夏に判決が予定されているフィリピン人「慰安婦」裁判についても、フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会が東京地裁あての要請署名を呼びかけている。署名用紙申込先03-3237-0287。

◆「戦争被害調査会」設置求め福岡県議会に請願、大阪でも府議会と全市町村に陳情

9日荒牧正憲九大名誉教授、郡島恒昭光照寺住職、河野信子さんら16人が代表となって福岡県議会に「戦争被害者調査会の設置を政府に求める議会決議の請願」を署名28,359人分を添えて提出した。紹介議員は公明、社民、共産の3会派代表。福岡市と田川市議会にも同趣旨の請願を11日提出、福岡県下95市町村議会にも郵送した。強制連行の傷跡の深い筑豊の市町村からは趣旨説明に来て欲しいとの要請が来ている。また九大、福岡教育大学など福岡県の各大学有志は6日「アジアの戦争被害の真相究明を求めるアピール」を発表した。（3/10日・読・福岡）神奈川県で昨年末朝鮮人強制連行真相調査団が調査会設置を求める陳情を県内全自治体に出したほか、大阪でも大阪平和市民会議が府議会と44市町村議会に同趣旨の陳情を出している。（3/11日・大阪）

【お詫びと訂正】前号記事で、「慰安婦」問題の立法解決を求める会・「戦時性的強制被害者問題調査会設置法」の早期制定を求める連絡会（18日11:30-参院会館で行動と集会予定）の連絡先が間違っていました。正しくは03-3234-4090です。お詫びして訂正します。

元日本軍 「慰安婦」被害ハルモニたちを たずねて

方清子



「ナヌムの家」訪問

二月十、十一日と名古屋の「旧日本軍による性的被害女性を支える会」メンバーと共に韓国を訪問し、「ナヌムの家」を訪れたほか、日本大使館前での水曜デモに参加しました。

金浦空港に降り立つと、そこは一面銀世界で、大阪では決して見ることのない風景に、あらためて祖国に帰ってきたの思いが募りました。感慨に浸る間もなく案内者の指示に従い、バスで宿舎となる梨泰院にあるホテルへと向かいました。ホテルに着くとまもなく、「ナヌムの家」の送迎車が到着し、あわただしくハルモニたちの待つ「ナヌムの家」へと向

被害ハルモニたちを

方清子

かいました。一時間半ほど走り、雪に埋もれた山道を上っていくと見覚えのある「ナヌムの家」の建物が見えてきました。私たちを真っ先に迎えてくれたのが、金順徳ハルモニが世話をされている八匹の犬たちでした。ほとんどが小犬で一斉に鳴いて私たちを歓迎(?)してくれました。建物の入り口には今月はじめに一周忌を迎えた故姜徳景ハルモニの慰霊碑が建てられており、表にはハルモニの経歴と生前の写真が、裏には親しかつた金順徳ハルモニの自筆で、「あなたと何年か共に暮らしながら、あなたが願ったことをかなえてあげられなくてすまなかったね。」と刻まれています。

現在「ナヌムの家」には八名のハルモニが暮らしておられ、部屋に入ると駆け寄り合ったり、ことばをかわしました。「風邪をひいてない者は一人もいないよ」と言いながらも、みなさん元気そうでした。とりわけ、先日映画「ナヌムの家パート2」の宣伝のため来日されていた金順徳ハルモニは、懐かしい客にはしゃいでいらつしやるようで、他のハルモニを呼びに行ったり、絶えず動き回りながら、身体全体で歓迎してくれているのがわかりました。他のハルモニも同様で、夕方まではホテルに戻る予定だと言っているのに、夕飯を食べて行け、泊っていい、このまま帰せないと繰り返し繰り返しておっしゃるのでした。ヘンンスニムまで「今日は

暗くなつて危険だから送りのバスは出せない」と脅かされるほどでした。キム・ワナムハルモニは目が見えないため、隣室で一人で休んでおられました。話し声を聞いて大声で呼ばれるので、お部屋に伺い、あいさつをして手を握るとしつかりと握り返してくれました。言葉が不自由ですが、話しかけると「うん、うん」とうなずいておられました。現在、建物の前の広場に「慰安婦記念館」を建設中で、工事は中断しているようでしたが、外枠はほぼできており、ヘンンスニムが説明をしながら中を案内してくれました。三月十五日の竣工を目指してきましたが、ここにて基金の問題などのため、八月十五日の竣工に向けて準備中とのことでした。

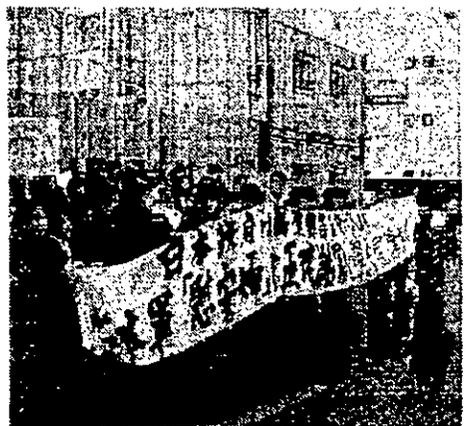
翌日は陰暦の一月十五日で、韓国ではポルムナルと言ひ、日本の七草粥のように雑穀米を食べる日です。それで私たちがのために豆ご飯とスープ、ハルモニがつけたキムチなどが用意されました。食事の間も焼酎のビンを持って回り、飲みなさい、これが韓国の習慣だとおっしゃり、私たちが美味しそうに食事を満すのを見て足げにながめておられました。



日本大使館前での水曜デモ

さて、翌日は早朝にホテルを出て、タプル(バゴダ)公園に行き、園内でレ

リーフなどを見た後、歩いて二、三十分の所にある日本大使館へと向かいました。



大使館前には尹貞玉先生をはじめ、挺隊協のメンバーを中心に学生、教会関係者らおよそ六十名が集まっていました。寒い中にもかかわらず、ハルモニたちも十名が参加されました。遠く大邱から来られた李容洙(イヨンス)ハルモニ、先日大阪にも来て

いただいた沈美子(シメシ)ハルモニの姿も見えました。決議文を朗読、日本から来たと言うことで一行の代表として「支える会」の宮西さんがあいさつ、挺隊協からは今回のデモが二九九回目にあたり、次回三〇〇回目を記念して午前中タブコル公園で「慰安婦」問題に関する展示やコンサートを行って大衆の関心を集めていくこと、その後大使館前までのデモを行うとの呼びかけがありました。今回は春休み中と言うことで学生たちも多数参加し、短い時間でしたが活気がありました。終了後は全員近くの店の奥を貸し切り、昼食会を持ちました。次期政権に対する期待、この問題に対する今後の見通しなどについて意見を交わす中で、金大中氏に多くの期待が集まっていること

投稿

韓国の旅から

増井潤一郎

が感じられました。その一方で、日本政府に対しては漁業協定破棄の問題などをめぐって、批判の声がいつにも増して激しいものでした。

その後、二手に分かれて「人暮らしのハルモニの家を訪ねました。本来ならその足で金浦空港に向かわなければならぬ所、ソウルの外れにあるアパートで一人暮らしをされているハルモニのおうちを訪ねると聞き、たとえ、五分でもお日にかかつて帰ろうと片道一時間半のところ同行していきました。横になってこそおられませんでした。顔がむくみ、葉をあれこれのみながら何とか苦痛をしのいでいると言われ、訪ねてくる人もなく、外出も病院に行くことさえ辛く、なかなか行けない状況だと語られました。四畳半一間に台所と言った狭い部屋には造花の花があらちち飾つてある一方、畳一帖もないかと思われる小さなベランダにも緑の鉢がいっぱい並べられていました。私たちが、七名が座るのがやつの部屋ですが、きな粉もちでもてなしてくれ、十分ほどで二足先に帰ろうとするので、わざわざアパートの外まで見送つてくれ、見えなくなるまで手を振つてくれました。

今回出会った一人一人のハルモニたちの手を握りながら、「健康に気をつけて永く生きてください」と声をかけた私ですが、それならば孤独や病と闘いながら日々命をつないでおられるハルモニに對し何が出来るのか、無力さを感じずにいられます。もっと切迫感を持ち、私たちにできることを考えながら行動していきたいと思います。また、ひとりひとりのハルモニが本心に喜んでくださったことが嬉しく、これからは訪ねていくことはむづかしくても、何らかのメッセージを送りつづける事が必要だと実感しました。

「一万円が二二万ウォン」年末年始を韓国で過ごしたぼくは、ソウルの市中銀行で両替して驚いた。昨夏、訪韓したときが、同じく七万ウォン強だったから。円に対して半分くらいにウォンは下落したことになる。また、「ソウル中心部の自動車渋滞がなくなった」とは友人の韓国人の話。一極集中のソウルの渋滞は名物といつてよかつた。外貨不足で、輸入に頼る石油は高騰、市民は自動車通勤を諦めた。韓国の厳しい経済危機の一端に触れた気がする。

今回の旅行では一人で首都圏電鉄に乗って街をぶらぶらすることが多かった。とくに印象に残つたのは徳寿宮と戦争記念館。前者の建物やその配置自体はもちろん、宮中遺物展示館の展示品もこの国の高い文化水準を示して十分だ。たとえ民衆のためのものではなかつたとはいえず、この落ち着いた佇まいに住み、しかし国を奪われた高宗王の心中は察するにあまりあるが。

いっぽう、後者はソウル・竜山に軍部が「護国資料の収集・保存および展示、戦争の教訓と護国精神を学ぶ殿堂」、などの目的で作つたもの。ここは戦前、日本軍の軍部で戦後は米軍へ、そして韓国軍の基地の町だ。現在は移転、開放が進行中だが、まず国防館の前の、記念館の巨大さに驚いた。そして展示ではやはり「軍事がすべてに優先する」という思想には違和感を覚える。もちろん軍事力で国を奪い、戦後（韓国にとっては解放後）、分断の固定化を画策してきた

政府の国民にいわれる筋合いではない、との批判は甘受しなければならぬと思ふが。

日韓の歴史の皮肉でぼくにはやりきれなく悲しいことがある。元来、韓国は歴史的には、徳寿宮のように文武のうち文を重視した。だが、解放後は武の優位が、朝鮮戦争、ベトナム戦争などを闘つた。現在の不況のソウルに、たくさんの軍や警察の若者が配置されている。軍服のまま戦争記念館を見学している者もいる。反対に、戦後、日本は平和憲法がまがりなりにも護られ、「平和」はつづいていく。そもそも、武に力点をおいてきた日本が、しかしそれは沖繩を切り捨てたものだった。一昨年の少女暴行事件以来、沖繩は戦後三度目の島ぐるみ闘争の渦中だ。沖繩の「悲願」は米軍基地の整理・縮小と地位協定の見直しなどだ。そのなかで、例えば同じく米軍基地被害を訴える韓国の労組員との交流などには注目している。

沖繩人の悲願は韓国人の悲願、朝鮮半島の統一への道と無関係ではない。というのは沖繩の基地の存在は、日米安保に基づき、当局者は朝鮮の有事を口実にしていくから、災い転じて福となすように、IMF管理下の金大中新政権と食料危機の金正日政権とが、経済の再建のためにも交流し、緊張緩和に向かい、若者たちを徴兵から真に生産的な労働に転換し、一日も早い南北の平和的な統一を望みたい。そのためにはとくに韓国内の野勢力はもちろん、貴会など在外民主団体のご奮闘を期待して止まない。日本人のぼくも傍観者ではいられない。

目録例報告

一月二十五日、今年初の定例会として、「日本軍『慰安婦』問題と教科書問題のその後」と題して学習会をしました。はじめに、昨年二月に亡くなられた姜徳景ハルモニの生きざまと最期を描いたビデオ上映を行い、故人を偲びました。



交換をしました。

大阪平和市民集會開催される！

一月二十四日、ピロティール小ホールにおいて「大阪平和市民集會」主催による「教科書削除決議」を阻止し、「戦争被害調査会」の設置を求める1・24大阪平和市民集會が開催されました。この集會は中学教科書から「慰安婦」記述削除を要求する意見書が全国各地の地方議会で出されている現状、あるいはピースおおさかへの右からの圧力に憂慮し、反対の立場から声を上げていく出発点になるものです。来日中の沈美子ハルモニも参加され、被害者の立場から日本政が歴史の事実を認め、謝罪と補償を行うよう強く訴えました。